

＜文献資料紹介＞

電気・ガス料金と低所得者層

——英国の「電気・ガス料金作業部会」報告要旨——

Energy Tariffs and the Poor ; A Booklet Published by
Department of Energy, England. February 1976, pp. 31.

小 倉 静 雄

英国政府は、電気およびガスの料金を特別に割引いたり、料金構造を変えることにより低所得層の需要家を援助することの可能性について調査検討するため、関係各省庁の政府職員からなる「電気・ガス料金作業部会」を設置した。ここに紹介する Energy Tariffs and the Poor は、当作業部会が 1976 年 2 月に政府に提出した報告書の要約である。

「電気・ガス料金作業部会」は、低所得層の需要家を援助するために考えられる各種の優遇措置について具体的に調査検討を行なったが、これらの措置の中には、わが国で昭和 49 年に導入された電灯料金の三段階遅増料金制も含まれている。わが国のこの料金制度とこの報告書で検討されている優遇措置とは、もちろんその発想の基礎を異にし、また、英国では社会保障制度がかなり行渡っているなど、わが国とは事情が異なっている。しかし、ここで取上げられている問題は、検討しておくべき点も多いので電気料金を中心にその内容を紹介する。

電気・ガス料金を調整し低所得層の需要家を援助する具体案として、当作業部会はまず、次の 4 つの方法を取上げ、それによって生じる需要家の料金支払額の変動幅、コストの負担方法

ならびにこれらの施策に伴うその他の諸問題について調査検討を行なっている。

1. 基本料金を半額にする方法

これは、家庭用需要家の基本料金を現行の半額にし、その分だけ kWh 料金を高くし、収支を償わせる方法である。イングランドおよびウェールズにおいて、このような料金調整を行なえば、家庭用需要家の 62% は現行よりも料金負担が軽減され、残りの 38% の需要家は負担増となる。料金の変動幅は、前者の需要家については、週当たり最高 7.6 ペンス安くなるが、後者は週当たり最高 26 ペンス程度高くなるものとみられる。

2. 均一料率料金制による方法

低所得層の需要家が有利となるよう現行の二部料金制を改め、基本料金を廃止し、均一料率の kWh 料金だけにすると、イングランドおよびウェールズの需要家の 64% が現行より料金が安くなる（週当たり最高 15.2 ペンス）。一方、残りの 36% の需要家は料金が高くなるが、その額は、週当たり最高 50.7 ペンス程度になるものとみられる。

3. 二段逆転料金を導入する方法

この方法は、基本料金を廃止し、使用量を2つのブロックに分け、kWh料金を二本建にするものである。すなわち、通常の料金による使用時間に制限のない家庭用の使用電力量を2つに分け、始めの使用電力量年間1,800 kWh（これはイングランドおよびウェールズの年間平均使用電力量の約50%に相当する）については料率を供給コストの2/3とし、年間1,800 kWhを超える部分については、最初のブロックの料率の1.8倍とする。この方法によれば、イングランドおよびウェールズの家庭用需要家の69%が現行よりも有利となり、その額は週当たり最高32.8ペソスとなる。残りの31%の需要家については、週当たり最高159.3ペソス程度支払額が増加する。

上記の2つの料金調整と比べ、この方法では

より多くの需要家がより多額の援助を受けることになるが、一方、不利益を蒙る需要家の料金も当然増加する。

4. 三段逆転料金を導入する方法

これは基本料金がなく、kWh料金を3つのブロックに分けるもので、日本において1974年の料金改定に当り従量電灯料金に導入された料金表を応用したものである。通常の料金による使用時間に制限のない家庭用の使用電力量の最初の年間1,800 kWhについては、現行よりも10%安い料率を適用し、次の1,800 kWhは現行並み、そして、年間3,600 kWhを超過する分については、収支が相償うように現行の1.5倍とするものである。

このような料金調整を行なえば、イングランドおよびウェールズにおいては、需要家の77%が現行よりも有利となり（週当たり最高23.3ペ

表1 包括的料金調整による料金変化—イングランドおよびウェールズの家庭用の全需要家—

年間使用電力量 (使用時間に制 限のないもの) kWh	需 要 家		包括的料金調整による料金変化			
	件 数	構成比	基本料金の半額化 (ペソス/週)	均一料率料金 (ペソス/週)	二段逆転料金 (ペソス/週)	三段逆転料金 (ペソス/週)
総 使用 量	(単位: 10 ³) 16,900	100.0 %				
1~ 200	390	2.3	-0.0~-5.1	-0.1~-10.2	-0.1~-12.9	-0.1~-11.9
200~ 298	2,070	12.2 {	-5.1~-7.6	-10.2~-15.2	-12.9~-19.2	-11.9~-17.7
298~ 1,000			-7.6~-6.0	-15.2~-12.1	-19.2~-25.6	-17.7~-20.3
1,000~ 1,800	3,600	21.3 {	-6.0~-4.1	-12.1~-8.5	-25.6~-32.8	-20.3~-23.3
1,800~ 2,000			-4.1~-3.7	-8.5~-7.6	-32.8~-29.9	-23.3~-23.3
2,000~ 3,000	3,050	18.0	-3.7~-1.4	-7.6~-3.1	-29.9~-15.4	-23.3~-23.3
3,000~ 3,600	1,420	8.4	-1.4~ 0.0	-3.1~-0.4	-15.4~-6.6	-23.3~-23.3
3,600~ 4,000	950	5.6	0.0~+1.0	-0.4~+1.4	-6.6~-0.8	-23.3~-15.6
4,000~ 5,000	1,790	10.6	+1.0~+3.3	+1.4~+5.9	-0.8~+13.8	-15.6~+3.8
5,000~ 7,500	2,310	13.6	+3.3~+9.0	+5.9~+17.1	+13.8~+50.1	+3.8~+52.0
7,500~10,000	800	4.7	+9.0~+14.8	+17.1~+28.3	+50.1~+86.5	+52.0~+100.3
10,000~12,500	280	1.7	+14.8~+20.6	+28.3~+39.5	+86.5~+122.9	+100.3~+148.6
12,500~15,000	120	0.7	+20.6~+26.4	+39.5~+50.7	+122.9~+159.3	+148.6~+196.9
15,000以上	120	0.7	+26.4~	+50.7~	+159.3~	+196.9~
合計: 利益を受ける件数		件 数 (単位: 10 ³)	構成比 %	件 数 (単位: 10 ³)	構成比 %	件 数 (単位: 10 ³)
合計: 不利益を受ける件数		10,490	62	10,740	64	11,580
		6,410	38	6,160	36	5,320
						12,930
						23

表 2. 低所得層の需要家に対する包括的料金調整の影響 (構成比 : %)

	基本料金の半額化		均一料率料金		二段逆転料金		三段逆転料金	
	有利になる需要家	不利になる需要家	有利になる需要家	不利になる需要家	有利になる需要家	不利になる需要家	有利になる需要家	不利になる需要家
①老令世帯	77	23	78	22	80	20	86	14
②低所得の年金受給世帯	81	19	86	14	87	13	92	8
③地方公営住宅入居者	69	31	71	29	75	25	82	18
④所得が補足給付額までの世帯	75	25	76	24	78	22	84	16
⑤所得が補足給付額の 1.2 倍までの世帯	77	23	78	22	80	20	85	15

- (注) ① イングランド、ウェールズの世帯主が 65 歳以上の世帯（ただし、データの関係でここでの調査対象世帯は、これらの世帯の 52% である）。
- ② 低所得の年金受給世帯とは、60 歳以上の人々に与えられる国家年金（老令年金）が世帯収入の 3/4 以上を占める世帯をいう。調査範囲は、イングランド、ウェールズのみ（ただし、データの関係でここでの調査対象世帯は、これらの世帯の 51% である）。
- ③ イングランド、ウェールズのみ。
- ④ ここでの調査対象世帯は、英國全土のこれらの世帯の 44% である。なお、「補足給付」は、十分な収入源のない 16 歳以上の国民に支給される公的扶助である。
- ⑤ ここでの調査対象世帯は、英國全土のこれらの世帯の 47% である。

ンス), 他方, 23% の需要家は週当たり最高 196.9 ペンス程度となる。

これらの料金は、個々の需要家の経済状態に係りなく、いずれも包括的に適用されるので、使用量の少ない需要家は現行よりも支払額が少なくなる。しかし使用量の多い需要家は支払額が多くなり、この中には、所得の低い需要家がかなり含まれてしまう（表 2 参照）。従って、このような非選別的な方法では、所得が低い総ての需要家を救済することは不可能である。

そこで、当事業部会は、電気およびガスの料金構造を変え、確実に低所得層を援助するため、下記の 5 つの需要家グループに対して、選別的に料金を特別に割引く方法について調査検討している。

- ① 補足給付¹⁾ の受給者のうち、暖房などのヒーティングについて特別割増給付を受けているもの（英國全土で約 80 万件）
- ② 補足給付の総ての受給者（290 万件）および世帯所得補足²⁾ の総ての受給者（6 万件）

- ③ 総ての年金受給世帯（推定 520 万件）、年金を受けていない補足給付の受給者（70 万件）ならびに世帯所得補足の受給者（6 万件）
- ④ 家賃手当の受給者および家賃割引きの受給者（合計 270 万件）
- ⑤ 地方公営の全電化住宅（270 万）およびガス集中暖房住宅（約 85 万）の入居者（なお、これらの入居者は、その総てが必ずしも低所得者とは限らない）

5. 特別割引料金

これらの 5 つのグループの需要家について料金を正規の料金の半額にした場合のコストを推計するとともに、これらのコストの負担方法について調査分析している。この方法によれば、確かに低所得層の需要家を選別して援助することができるが、しかし、このような優遇措置の実施に当っては、対象需要家の確認方法、ある

1) 補足給付については表 2 の脚注④参照。

2) 補足給付では保護されなかった低賃金労働者世帯の貧困問題に対処するため被扶養児童がいる低賃金フルタイム労働者世帯に國家が支給するもの。

いはグループ間の重複をどう避けるかなど難しい問題が生じる。また、先の包括的な料金調整の場合にもそうであるが、この場合にも、供給に要するコストを料金として需要家に課すという現行の料金形成原則を根本的に変更する必要があり、また、需要種別間ならびに個々の需要家間に不当な料金差別を設けたり、あるいは特定の需要家を不当に優先的に取扱ってはならないことを規定している現行の電気・ガス事業に関する法令を改正しなければならない。

6. その他の諸施策

以上のような理由から、政府の負担において、上記の特定の需要家グループに対して電気・ガス料金を無料化したり、電気やガスの使用に対して特別手当を支給する方法について検討している。しかし、このような方法では、先の電気・ガス料金の特別割引きについてもそうであるが、燃料源として主として石炭や灯油に依存している低所得層を援助することはできない。

そこで、当作業部会は、最後に、このような問題を回避するため、総ての燃料を対象として無料化あるいは手当を支給する方策について検討している。しかし、これらの施策に伴うコストを政府の補助金で償うには、現在でも大きな問題になっている公共支出の財政難という容易

ならぬ問題に直面する。周知の通り、英国では各種の社会保障制度がかなり整っているが、現物給付ではなく現金給付を社会保障の基本原則としているので、燃料の無料化はこのような原則に抵触することになる。また、燃料手当の支給は、現行の社会保障計画に基づいて行なわれている給付の支給と重複することになりかねない。そして、さらに補足給付は暖房費も含めて総ての継続的に必要な生活費を償うようしているので、燃料手当と補足給付との関係が問題となる。

以上のように、「電気・ガス料金作業部会」は、低所得層の需要家を援助するための各種の具体案について、それに伴うコスト、コストの負担方法ならびにこれらの施策によって生じる諸々の問題点について具体的に調査検討を行なった。英國政府は、これらの調査報告を慎重に検討した結果、低所得層の需要家を料金面で援助するこれらの方法はいずれも十分なものではないという結論に達した。

なお、詳細については、当研究所の内部資料No. 7602「電気・ガス料金と低所得者層——英國の電気・ガス料金作業部会報告要旨——」を参照していただきたい。

(おぐら しづお
大手町事務部
研究業務課)